（線量の測定結果の確認及び記録）

第十三条　（略）

２　船舶所有者は、前条の規定による測定又は計算の結果に基づき、遅滞なく、次に掲げる放射線業務従事者の受けた線量を国土交通大臣が告示で定める方法により算出し、その都度記録するとともに、算出の結果を当該船員に知らせなければならない。

一・二　（略）

三　等価線量の三月ごとの合計及び一年ごとの合計（眼の水晶体に受ける等価線量にあつては、三月ごとの合計、一年ごとの合計及び五年ごとの合計）

四　（略）

３　（略）

第二号様式（第四十九条関係）

（※別紙参照）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）及び道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（原動機及び動力伝達装置） **第八条**　（略） ２～５　（略） ６　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この項及び次項において同じ。）の燃料消費率（自動車の一定の条件での使用に際し消費される燃料の量を基礎として算出される燃料一リットル（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。第十七条第三項において同じ。）を燃料とする自動車にあつては、一キログラム）当たりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。）は、告示で定める方法により測定されなければならない。 ７　自動車の電力消費率（外部電源により供給される電気を動力源とする自動車の一定の条件での使用に際し消費される電力量を基礎として算出される走行距離一キロメートル当たりの電力量をワット時で表した数値をいう。）は、告示で定める方法により測定されなければならない。	（原動機及び動力伝達装置） **第八条**　（略） ２～５　（略） ６　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この項及び次項において同じ。）の燃料消費率（自動車の一定の条件での使用に際し消費される燃料の量を基礎として算出される燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。）は、告示で定める方法により測定されなければならない。 ７　自動車の電力消費率（外部電源により供給される電気を動力源とする自動車の一定の条件での使用に際し消費される電気の量を基礎として算出される電力一キロワット時当たりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。）は、告示で定める方法により測定されなければならない。